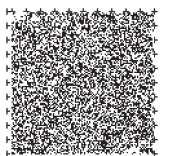


第1章

計画の基本的な考え方



中野区では、区民の誰もが、心身ともに健やかで、個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活を営めるまち「健康福祉都市なかの」の実現を目指して、平成16年（2004年）3月に健康福祉都市を宣言しました。

「中野区健康福祉総合推進計画」は、区が区民とともに目指す「健康福祉都市なかの」の実現に向けて、理念や基本目標、取組内容等を区民の皆さまにお示しし、中野区における健康福祉を計画的に推進していくことを目的としています。

（１）実現を目指す「健康福祉都市なかの」のまちの姿

区民の誰もが、心身ともに健やかで、
個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活が営まれるまち
そのために必要な保健福祉のサービスが、
公私のパートナーシップに基づいて地域で総合的に提供されるまち

（２）「健康福祉都市なかの」の４つの理念

「健康福祉都市なかの」は、以下の４つの理念によって形づくられます。

- 人間性の尊重と権利の保障

高齢者、障害のある人、子どもをはじめとしたすべての区民の人間性が尊重され、権利が守られ、その人らしく生活できる地域社会であること

- 個人の意思と自己決定の尊重

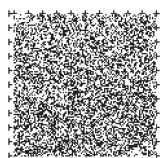
区民一人ひとりが、自らの意思に基づいた選択や自己決定が尊重される地域社会であること

- 自立生活の推進

区民の誰もがいつまでも健康で、一人ひとりが持っている能力を十分発揮しながら自立した生活が営める地域社会であること

- 区民参加、区民と区の協働による地域保健福祉の推進

区民や町会・自治会等の地域団体、保健福祉サービスの提供事業者、非営利活動団体、関係団体、区など、さまざまな主体が適切な役割分担のもとで連携、協働する地域社会であること



(3)「健康福祉都市なかの」を実現するための4つの基本目標

「健康福祉都市なかの」を実現するため、以下の4つの基本目標を「中野区健康福祉総合推進計画」及び「地域福祉計画」の基本目標として定めます。



基本目標1 誰もが安心して暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで、誰もが自らの意思に基づき必要なサービスを選択し、いきいきと生活ができる社会を目指します。

誰もが安心して暮らせるよう、本人の意思に基づく選択と権利を尊重するとともに、生活の基盤となる住まいが確保され、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすい」まちづくりを進めます。



基本目標2 健康でいきいきとした生活の継続

子どもから高齢者まで、誰もが健康でいきいきとした暮らしを持続できる地域社会を目指します。

年齢にかかわらず、健康でいきいきとした生活を継続できるよう、区民一人ひとりが、主体的に、健康の維持・増進に取り組むとともに、地域で何らかのつながりや役割を持って、積極的に社会参加していくことができるよう、支援していきます。



基本目標3 みんなで支えあうまちづくり

子どもから高齢者まで、誰もが公的なサービスだけではなく、互いに支えあい、助け合い暮らしていける地域社会を目指します。

地域における見守りや多職種連携により、支援が必要な人が把握され、地域の中でも、支えたり、支えられたりする関係がつくられるよう支援し、みんなで支えあうまちをつくりま

す。

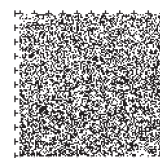


基本目標4 住み慣れた地域での生活の継続

子どもから高齢者まで、誰もが病気や介護が必要な状態になっても、様々なサービスを受けながら生活できる地域社会を目指します。

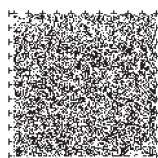
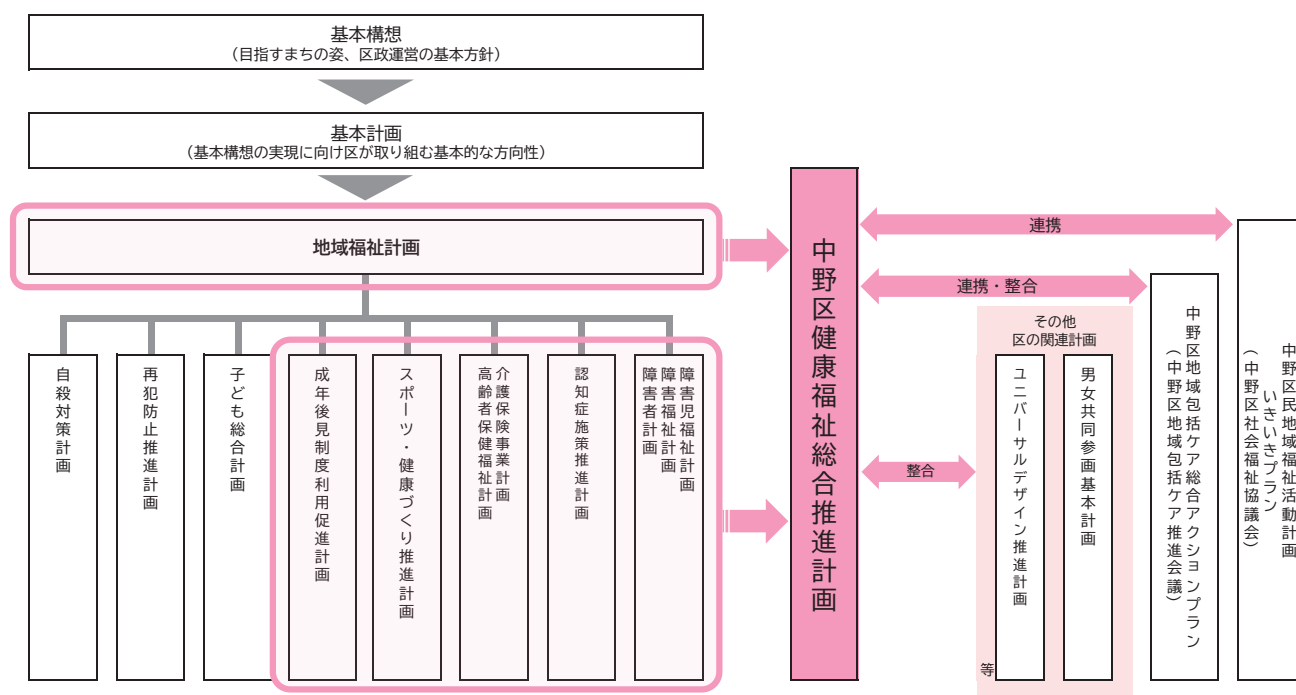
何か課題を抱えた時に、在宅若しくは住んでいる地域で適切な支援につながるよう、地域社会全体で相談支援体制や医療・生活支援体制等のセーフティネットを形成し、住み慣れた地域で生活を継続できる環境をつくりま

す。



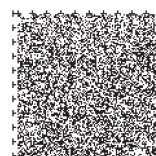
「中野区健康福祉総合推進計画」は、区政全般にわたる総合的な計画として定めた「中野区基本計画」に基づく健康福祉に関する個別計画であり、以下の9つの計画を包含する総合的な計画として位置付けます。また、「中野区地域福祉計画」は、福祉分野の上位計画であり、各個別計画に共通する概念である地域福祉を推進するための基本指針です。

- ①中野区地域福祉計画
- ②中野区成年後見制度利用促進計画
- ③中野区スポーツ・健康づくり推進計画
- ④中野区高齢者保健福祉計画、中野区介護保険事業計画
- ⑤中野区認知症施策推進計画
- ⑥中野区障害者計画、中野区障害福祉計画、中野区障害児福祉計画



また、各計画の根拠となる法令は、次のとおりです。

計画名	根拠法令
中野区地域福祉計画	社会福祉法第107条
中野区成年後見制度利用促進計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条
中野区スポーツ・健康づくり推進計画	スポーツ基本法第10条
	健康増進法第8条
	食育基本法第18条
中野区高齢者保健福祉計画	老人福祉法第20条の8
中野区介護保険事業計画	介護保険法第117条
中野区認知症施策推進計画	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条
中野区障害者計画	障害者基本法第11条
中野区障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条
中野区障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20



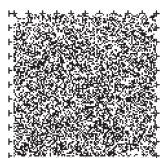
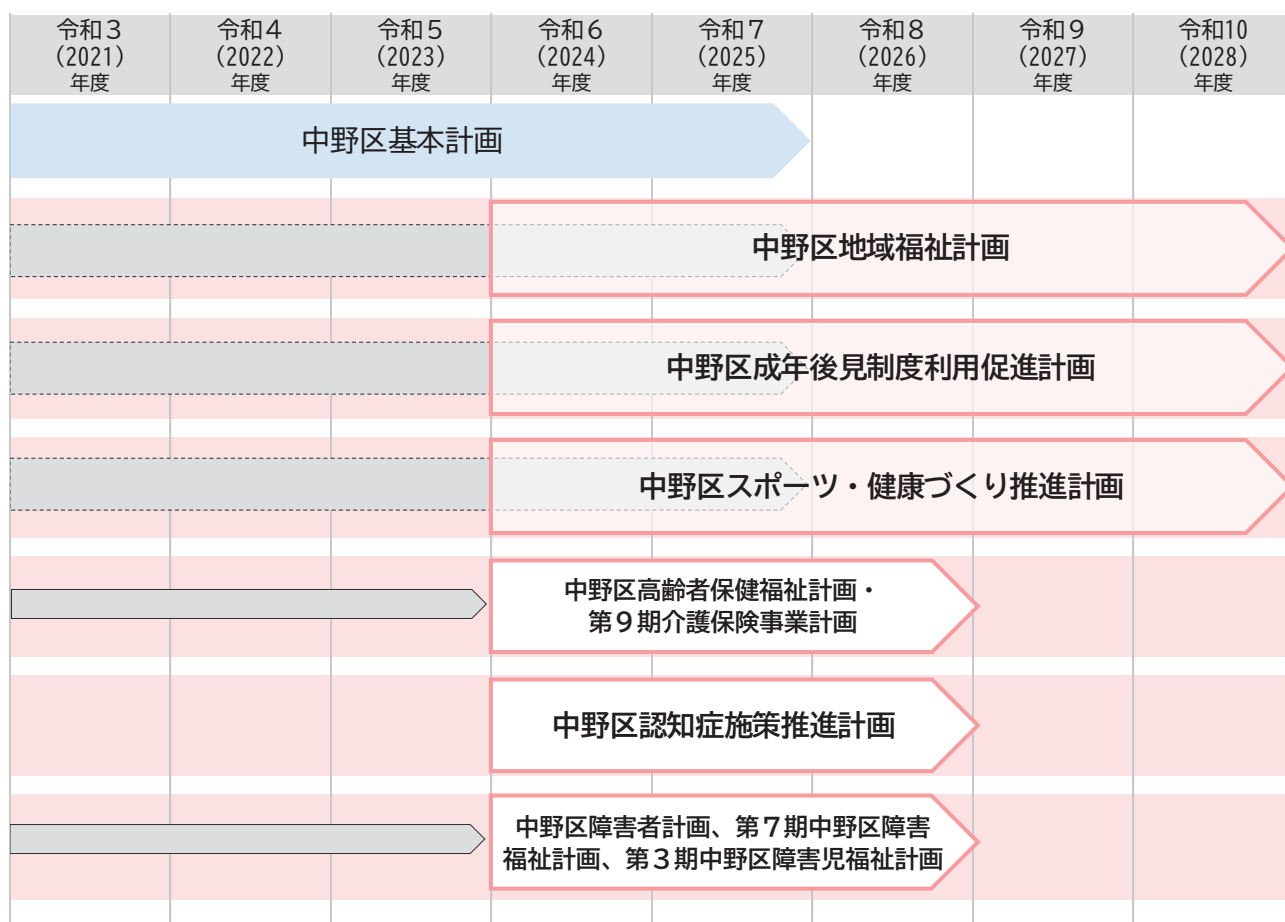
03

計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間を計画期間としています。

前期の中野区地域福祉計画、中野区成年後見制度利用促進計画及び中野区スポーツ・健康づくり推進計画は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間としていましたが、中野区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、中野区障害者計画、中野区障害福祉計画及び中野区障害児福祉計画の改定時期と合わせて令和5年度（2023年度）に見直しを行い、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間の計画として改定します。

中野区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、中野区認知症施策推進計画、中野区障害者計画、第7期中野区障害福祉計画及び第3期中野区障害児福祉計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。中野区認知症施策推進計画は、新たに策定した計画です。

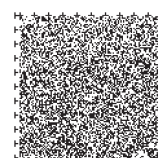


04 計画とSDGsとの関係

平成27年（2015年）9月の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と、令和12年（2030年）を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGsでは、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

「中野区健康福祉総合推進計画」では、「誰一人取り残さない」という考え方や協働の推進など、SDGsに掲げている目標や方向性を同じくするものであることから、各個別計画の取組を着実に推進することが、SDGsの推進につながると考えています。



05 計画策定の経過

令和4年(2022年)9～12月には、地域福祉の意識や福祉サービスへの意向を把握するために、区民等を対象としたアンケート調査を実施し、ニーズや課題等の把握に努めました。

また、学識経験者、保健医療・社会福祉・スポーツ団体関係者、区民で構成される区長の附属機関である「中野区健康福祉審議会」において、保健医療、社会福祉及び健康増進に係る計画に関する事項等について調査審議を行った後、「中野区健康福祉総合推進計画」に盛り込むべき基本的な考え方について答申を受領しました。

さらに、「中野区健康福祉総合推進計画」に区民等の意見を反映するため、意見交換会やパブリック・コメント手続を実施いたしました。

06 計画の進行管理

本計画に掲げる施策及び取組については、PDCAサイクルに沿って、定期的に施策の進捗状況を確認したうえで評価・点検をし、必要に応じて事業内容の見直しを行います。また、進捗状況等については「中野区健康福祉審議会」に報告するとともに、区民に公表しながら進めます。

